

社会福祉法人白河学園 資格取得のための職員派遣に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白河学園（以下「法人」という。）の職員を技術の習得、資格取得等のための講習会や研修会、通信課程等（以下「資格取得研修」という。）に派遣し、法人の将来及び社会福祉事業を担う人材の育成に資することを目的として、その取り扱いを定める。

(対象事業)

第2条 法人が職員を派遣する対象事業は、次の各号とする。

- (1) 福祉関係資格取得のための講習会、研修会、通信課程等。
- (2) その他理事長が認める事業。

(研修費用)

第3条 法人の負担する資格取得研修にかかる費用については、次の各号の通りとする。

- (1) 資格取得研修に必要な交通費等。この場合、出張旅費規程を準用し、研修会場が複数ある場合は、最寄りの会場までの交通費を適用する。
- (2) 資格取得研修に必要な研修費。
- (3) その他、理事長が認める費用。

(選考)

第4条 法人が資格取得研修に派遣する職員は、理事長が常務理事、施設長、管理職等と協議の上、選考し決定する。

(目的の未達成)

第5条 正規の修学期間に派遣目的を達成できなかった場合は、目的達成までの間派遣を継続することができる。この場合の費用は自己負担とする。

2 病気やその他特別な事情により修学の継続が困難と判断される場合、又は特別な理由により派遣目的の達成が困難と判断される場合には、派遣を中止させることができる。

(派遣期間中の処遇)

第6条 派遣職員の派遣期間中においては通常の給与を支給するものとする。但し、派遣の状況により通勤手当については一部若しくは全部を支給しない。

(結果報告)

第7条 資格取得研修が終了した職員は、その結果を速やかに理事長に報告しなければならない。

2 資格取得研修において資格を取得した職員は、当該資格証の写しを理事長に提出

しなければならない。

(費用の返還)

第8条 正当な理由がなく資格取得研修を中止した場合、派遣目的が達成できなかった場合、資格取得研修終了後1年以内に退職した場合は、第3条1項(2)に規定する費用の全額を返還しなければならない。但し、第5条2項の規定による場合、職員が死亡若しくは心身の著しい障害、その他特別の事情により業務が継続できない場合は、費用の返還を全額免除する。

2 職員の在職期間には、休職の期間、停職の期間、育児休業の期間、介護休業の期間は含まないものとする。

第9条 上記の規定によりがたい場合は、実情に応じて理事長が決定する。

附則

この規程は平成28年1月29日に施行する。